

厚木市告示第 48 号

令和 7 年度労働報酬下限額の一部変更について

厚木市公契約条例 (平成 24 年厚木市条例第 29 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 3 月 1 日以降の令和 7 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日

厚木市長 山口 貴裕



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	3,477	普通船員	3,668
普通作業員	3,015	潜水士	5,805
軽作業員	2,048	潜水連絡員	4,163
造園工	3,027	潜水送気員	3,882
法面工	3,567	山林砂防工	3,635
とび工	3,725	軌道工	6,390
石工	3,702	型わく工	3,680
ブロック工	3,600	大工	3,420
電工	3,545	左官	3,690
鉄筋工	3,555	配管工	3,195
鉄骨工	3,342	はつり工	3,500
塗装工	4,085	防水工	3,915
溶接工	4,377	板金工	3,927
運転手(特殊)	3,623	タイル工	3,105
運転手(一般)	3,060	サッシ工	3,680
潜かん工	4,175	屋根ふき工	—
潜かん世話役	4,985	内装工	3,915
さく岩工	4,692	ガラス工	3,747
トンネル特殊工	4,703	建具工	—
トンネル作業員	3,600	ダクト工	3,263
トンネル世話役	4,805	保温工	3,207
橋りょう特殊工	4,085	建築ブロック工	—
橋りょう塗装工	4,095	設備機械工	3,140
橋りょう世話役	4,613	交通誘導警備員A	2,273
土木一般世話役	3,915	交通誘導警備員B	2,105
高級船員	4,445		

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」「建具工」、「建築ブロック工」については、労働報酬下限額の設定対象外とする。

※ 見習い労働者等の労働報酬下限額は、1,224円とする。